

健康保険法等の一部改正に伴う様式および請求方法について

1. 後期高齢の取り扱いについて

- (1) 診療報酬請求書の広域連合殿の前には都道府県名を記載して下さい。
- (2) 診療報酬請求書の広域連合番号欄には別紙 後期高齢者医療広域連合番号を記載して下さい。
- (3) 診療報酬明細書の保険者番号欄には、福島県後期高齢者医療広域連合長より送付の福島県後期高齢者医療広域連合構成市町村の保険者番号を記載してください。
- (4) レセプトの綴り順については国民健康保険医療等と同様に、診療報酬請求書の順(9割・7割・公費)に編綴して下さい。なお、保険者番号の順番は問いません。

2. 国民健康保険等医療の診療報酬請求書の記載について

- (1) 一般(70歳以上9割)入院の欄には「7高入1」を、一般(70歳以上9割)入院外の欄には「8高外1」のレセプトの合計を記載する。
- (2) 一般(70歳以上7割)入院の欄には「9高入7」を、一般(70歳以上7割)入院外の欄には「0高外7」のレセプトの合計を記載する。
- (3) 10割給付の入院の欄には「3六入」と3月診療以前分「3三入」を、入院外の欄には「4六外」と3月診療以前分「4三外」のレセプトの合計を記載する。

3. 国民健康保険等医療の70歳以上9割の平成20年3月診療以前分の取り扱いについて

平成20年3月診療以前分の「7高入9」と「8高外9」のレセプトは当月分とは別に診療(調剤)報酬請求書を添付して、一般(70歳以上9割)の欄に記載し、下記のとおり箇所を丸で囲んで下さい。

種 別	入 外
一 般 (70歳以上9割)	入 院
	入院外
一 般 (70歳以上7割)	入 院
	入院外

4. 平成18年9月診療以前分の「0高外8」と「9高入8」のレセプトの取り扱いについては、以前の通知のとおりです。